

税のお知らせ

確定申告の準備について のお願い

下川町の申告相談会場では、令和8年分以降の所得税等確定申告から国税電子申告・納税システム（e・Tax）を利用する予定です。

e・Taxを利用すると還付申告の際に入金が早まるなど、申告される町民の皆さんの利便性も高まることが見込まれます。また、スマートフォンからでも確定申告書を作成、提出することができます。

ただし、このe・Taxを利用するためには『利用者識別番号』を取得していただく必要があります。

来年以降も確定申告を予定している人は、以下の方法で事前に申請手続きを行っていただきます

ようお願いします。

■『利用者識別番号』取得方法

いずれかの方法で、申請手続きをお願いします。

①電子申告開始届出書を 書面で提出する

昨年度、下川町役場の申告相談会で、令和6年分の所得税確定申告書を作成された人は、名寄税務署より「確定申告の準備についてのお願い」という案内文書が届きます。

案内文書に同封されている「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」に必要事項を記載して、返信用封筒で郵送してください。（切手は不要です）。

後日、名寄税務署から『利用者識別番号』などを記載した「電子申告・納税等に係る利用者識別

番号等の通知書」が郵送されますので、確定申告の際にはその通知書を申告相談会場へお持ちください。

②スマートフォン又はパソコンから電子申告開始届出書を送信する

スマートフォンは左記のQRコード、パソコンは国税庁のe・Taxホームページから、「電子申告・納税等開始届出書」を作成し送信してください。

送信後、「利用者識別番号等の通知」画面が表示されますので、必ず保存又は印刷をし、確定申告の際に申告相談会場へお持ちください。



国税庁
e-Taxホームページ

利用者識別番号 届出書作成

■お問い合わせ 町民生活課 税務係 ☎ 4・2511

e・Taxに関すること
名寄税務署 調査部門
☎ 01654・2・2157



お知らせ 家屋の現況調査を実施します

町では、固定資産税（家屋）の適正な課税を行うため、家屋の新増築や取り壊しなどの現況調査を行います。

調査員（町職員）が敷地内に立ち入り、家屋の現況確認をする場合がありますので、調査にご理

解、ご協力をお願いします。

なお、調査員は「調査吏員証」を携帯しておりますので、不審に思われる場合には、提示を求めてください。

■調査期間

10月6日（月）
～11月14日（金）（予定）

■お問い合わせ 町民生活課 税務係 ☎ 4・2511 内線113・114

